

生駒市障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）に準ずる者として市長が行う認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として市長の認定を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）で市内に主たる事業所を置くもの
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という。）で市内に主たる事業所を置くもの
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者で市内に主たる事業所を置くもの
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体で市内に主たる事業所を置くもの
- (5) 定款等に障害者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、市内の事業所を含めた複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有し奈良県内に主たる事業所を置くもの（以下「共同受注窓口」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市長の認定を受けることができない。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していること。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けようとする者は、認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第3項の規定により、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、障害者支援施設等に準ずる者を認定したとき又は認定しないこととしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、申請者が第2条第1項各号に該当することを確認するに当たって必要があると認めるときは、当該申請者を訪問し、聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定の公表)

第5条 市長は、前条第1項の規定により認定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(認定内容の変更)

第6条 認定を受けた者は、その認定事項に変更が生じたときは、速やかに認定事項変更届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消し、その旨を認定を受けた者に通知するものとする。

- (1) 第2条第1項各号に規定する認定基準に該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 共同受注窓口が次条の規定に違反したとき。
- (5) 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。

2 認定を受けた者は、前項第1号に該当したときは、速やかに要件喪失届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(共同受注窓口を契約の相手方とする場合の運用)

第8条 共同受注窓口を契約の相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約（以下「3号随契」という。）を締結する場合の運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同受注窓口を契約の相手方とする3号随契は、当該共同受注窓口が市内に障害者就労施設等を置く法人に物品及び役務の調達のあっせん又は仲介を行うこと。
- (2) 当該共同受注窓口は、3号随契を締結する際、当該契約において物品及び役務の調達のあっせん又は仲介を受ける法人の名称及び各法人への発注内容が分かる書類を提出すること。
- (3) 当該共同受注窓口は、3号随契の履行期間終了後、速やかに当該契約において物品及

び役務の調達があつせん又は仲介を受けた法人の名称、各法人への発注内容及び発注金額が分かるものを提出すること。

(現況の報告等)

第9条 認定を受けた重度障害者多数雇用事業所は、毎年度4月末までに、当該年度の4月1日の状況を、障害者雇用状況計算書兼現況届出書（第1号様式別添1）により、市長に報告するものとする。

2 認定を受けた共同受注窓口は、毎年度4月末までに、当該年度の4月1日の状況を、共同受注窓口調書（第1号様式別添2）により、市長に報告するものとする。

(実地調査等)

第10条 市長は、認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

生駒市長 殿

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代 表 者 氏 名：

障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書

生駒市障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第3条の規定により申請します。

1 認定区分（該当するところに「○」を記入）

(1) 特例子会社		(2) 重度障害者多数雇用事業所	
(3) 在宅就業障害者		(4) 在宅就業支援団体	
(5) 共同受注窓口			

2 主な取扱物品又は役務

主な取扱物品又は役務 の名称	

3 担当者

部署・職・氏名	
電話・FAX番号	(電話) (FAX)
メールアドレス	

4 添付資料

- (1) 定款等（個人事業主は除く）
- (2) 会社概要（パンフレット等）
- (3) 取扱物品・役務の概要（パンフレット・写真等）
- (4) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業支援団体又は共同受注窓口であることを証する書類
 - ・特例子会社の場合にあつては、厚生労働大臣の認定証の写し
 - ・重度障害者多数雇用事業所の場合にあつては、「障害者雇用状況計算書及び現況届出書」（第1号様式別添1）
 - ・在宅就業支援団体の場合にあつては、厚生労働大臣の在宅就業支援団体登録通知書の写し
 - ・共同受注窓口の場合にあつては、「共同受注窓口調書」（第1号様式別添2）及び共同受注窓口の実施体制が分かる資料（様式任意）

第 1 号様式別添 1

年 月 日

生駒市長 殿

所在地又は住所

法人名又は氏名

代 表 者 氏 名

障害者雇用状況計算書兼現況届出書

(1) 計算基準日	(2) 労働者数	(3) 短時間労働者数	(4) (2)のうち障害者数	(5) (3)のうち障害者である短時間労働者数	(6) 障害者数（短時間労働を含む） (4) + (5) × 0.5
年 月 日	人	人	人	人	人
(7) 身体障害者、知的障害者、精神障害者の数					
(イ) 重度身体障害者数	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	(ハ) 知的障害者数	(ニ) 知的障害者である短時間労働者数	(ホ) 精神障害者数	(ヘ) 精神障害者数である短時間労働者数
人	人	人	人	人	人
(8) 障害者雇用割合			(9) 重度障害者等割合		
$\frac{(4) + (5) \times 0.5}{(2) + (3) \times 0.5} \times 100$			$\frac{(イ) + (ロ) + (ニ) \times 0.5 + (ホ) + (ヘ) \times 0.5}{(4) + (5) \times 0.5} \times 100$		
%			%		

記載上の注意

- 1 本表における障害者は、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者とする。
- 2 本表における労働者及び短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）は、1年以上継続して雇用されることが見込まれる者を対象とする。
- 3 (1)欄は、提出日から遡って1か月以内の日とすること。
- 4 (2)欄、(4)欄、(7)欄のうち(イ)、(ロ)、(ハ)、(ホ)は、短時間労働者の数は含めないこと。
- 5 (6)欄「障害者数」は、5人以上であることを要する。
- 6 (8)欄には、(6)欄「障害者数」を(2)欄「労働者数」と(3)欄「短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数で除し、100を乗じて得た数（小数点以下切捨て）を記入すること。
なお、その割合が20%以上であることを要する。
- 7 (9)欄には、(7)欄のうち「(イ)重度身体障害者数」と「(ハ)知的障害者数」と「(ニ)知的障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数と「(ホ)精神障害者」及び「(ヘ)精神障害者である短時間労働者数」に2分の1を乗じて得た数を合計して得た数を(6)欄の「障害者数」で除し、100を乗じて得た数（小数点以下切捨て）を記入すること。
なお、その割合が30%以上であることを要する。
- 8 (2)欄から(5)欄まで及び(7)欄の記載事項については、その事実を証明するに足る書類（労働者名簿、賃金台帳、身体障害者手帳の写し等）を添付すること。

第1号様式別添2

年 月 日

生駒市長 殿

所在地又は住所:

法人名又は氏名:

代 表 者 氏 名 :

共同受注窓口調書

No.	共同受注窓口からあっせん等を受ける障害者就労施設等の設置主体	障害者就労施設等の名称	種別	所在地
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

注1 申請日現在で、設置主体ごとに整理して記入すること。

注2 種別の欄には、①障害者支援施設、②地域活動支援センター、③生活介護事業所、④就労移行支援事業所、⑤就労継続支援A型事業所、⑥就労継続支援B型事業所、⑦小規模作業所、⑧特例子会社、⑨重度障害者多数雇用事業所、⑩在宅就業障害者、⑪在宅就業支援団体に分類して記入すること。

注3 行数が不足する場合は、適宜行数を追加し、共同受注窓口としてあっせん等を行う全ての障害者就労施設等を記入すること。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

生駒市長 殿

所在地又は住所：

法人名又は氏名：

代 表 者 氏 名：

障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届

年 月 日付け 第 号をもって通知のあった標記認定を受けた事項について、変更がありましたので、生駒市障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

変 更 事 項		変更前	変更後	変更年月日
☐	法人所在地 又は住所			
☐	法人名又は 氏名			
☐	代表者氏名			
☐	主な取扱物品 又は役務の 名称			

※「変更事項」欄は、該当する項目に「○」を付けること。

※本届には、変更内容を証明する書類を添付すること。

担当者	部署・職・氏名	
	電話・FAX番号	(電話) (FAX)
	メールアドレス	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

生駒市長 殿

所在地又は住所

法人名又は氏名

代 表 者 氏 名

要件喪失届

生駒市障害者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領第7条第2項の規定により、障害者支援施設等に準ずる者としての要件を喪失したので、次のとおり届け出ます。

1 要件喪失年月日

2 要件喪失の理由

3 担当者

部署・職・氏名	
電話・FAX番号	(電話) (FAX)
メールアドレス	